

2026 年度 同志社大学奨学金
 2027 年度 民間団体奨学金《大学推薦》志望登録
 2026 年度 同志社大学修学特別支援奨学金＊
 出願のしおり

※注意※

出願書類は郵送でのみ受付します

出願受付について

※国際教育インスティテュート（ILA）の2026年秋学期入学生は別途案内します。

初めにインターネットによる申込が必要です（※携帯・スマートフォンからは申込できません）

出願期間（※最終日消印有効）	提出方法
8月24日（月）～ 9月15日（火）	本学奨学金ウェブサイトに掲載している、 出願封筒貼付票を封筒へ貼付し、 <u>所属校地の学生生活課へ簡易書留にて郵送してください</u>

- 出願期間、提出方法は厳守してください。
出願期間最終日の翌日以降の消印のものは一切受付できません。
- 書類到着のお問い合わせには対応しておりません。
- 学生生活課窓口での受付は一切いたしません。
- 出願のしおりを熟読のうえ、提出書類を全てそろえて出願してください。願書のみ、もしくは収入書類のみ提出の場合、受付はできません。
- 採否に関する諸連絡は、Microsoft365(Outlook)のメール（大学から付与されたアドレス宛）を利用して行いますので、出願と同時にご自身が日常使用するメールアドレスへの転送設定をしてください。

＊同志社大学修学特別支援奨学金の詳細については、P. 27 以降を参照してください。

目 次

出願受付について	表紙
I. はじめに.....	3
II-1. 奨学金について.....	4
-2. インターネットによる申込みについて.....	10
-3. 出願書類の準備.....	16
III. 2027 年度募集 民間団体奨学金《大学推薦》志望登録.....	19
IV. 緊急時の奨学金制度・その他	24
V. 奨学金制度一覧表.....	25
VI. 同志社大学修学特別支援奨学金について.....	27

連絡先

同志社大学 学生生活課

今出川校地 〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入 TEL 075-251-3280
京田辺校地 〒610-0394 京田辺市多々羅都谷 1-3 TEL 0774-65-7430

	I. はじめに	
--	---------	--

- ▼奨学金を出願・受給するのは、学生である「みなさん自身」です。
保護者や家族と相談しながら、責任を持って自分で手続きをしてください。
- ▼同志社大学には、今回募集する奨学金のほかに、同志社大学独自の奨学金、日本学生支援機構奨学金、民間・地方公共団体奨学金などの多様な奨学金制度があります。
(P.25 の V. 奨学金制度一覧表参照)
- ▼奨学金の出願には、収入に関する書類を揃える等、準備に日数を要しますので、早めに準備してください。
- ▼願書や収入書類は信書にあたりますので、簡易書留で郵送してください。
なお、本学へはマイナンバー（個人番号）が記載された書類は提出しないでください。
- ▼奨学金に関する手続きをする場合、学生証を必ず持参してください。
- ▼奨学金に関すること、学生生活を送るうえで生じる経済的な問題があれば、すみやかに学生生活課へ相談してください。
- ▼この『奨学金出願のしおり』は 2026 年 7 月現在の情報をもとに編集しています。取り扱いに変更があった場合は、本学奨学金ウェブサイトでお知らせいたします。
- ▼懲戒処分を受けた場合、処分を受けた期間の出願資格が認められないことや、奨学金の全額又は一部を返還していただくことがあります。
- ▼奨学金の採用者については、同志社大学のウェブサイト・広報誌等に＜奨学生の声＞として掲載するため、文章の提供またはインタビューをお願いする場合があります。その際、奨学生の個人情報の公開範囲は都度確認させていただき、ご了承をいただいた事項以外は公開しません。
- ▼同志社大学は、学校法人同志社の「同志社個人情報保護規程」に則り個人情報を取り扱います。
参考：<http://www.doshisha.ed.jp/privacy/index.html>



	Ⅱ-1. 奨学金について	
--	---------------------	--

1. 概要

- ❖学資支弁が困難な者に対し、給付する本学独自の奨学金です。
- ❖「高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構の給付奨学金、大学の授業料等減免）」との併給には制限があります。
- ❖同志社大学奨学金の給付財源には、次のものが含まれています。
 - ◎本学卒業生からの寄付金による基金「浜田園子・浜田博愛奨学基金」
 - ◎本学卒業生や教職員等の個人・法人・団体からの募金を通じた寄付金
- ❖本学では、学生本人が在学中に死亡し、遺族から退学した学期の末日までに申し出があったときは、納入された学費のうち、月割計算により退学とされた日の属する月の翌月以降の学費（授業料、教育充実費、実験実習料）及び諸会費の合計額を返還することになっています。その際、退学した学期に、この奨学金を受けていた場合は、給付方法（銀行振込、学費充当）にかかわらず、返還額から、月割計算により退学とされた日の属する月の翌月以降の奨学金相当額を控除します。

2. 奨学金の内容（緊急時の奨学金については、P. 24 を参照ください）

	内 容	金 額 ※	支給期間
同志社大学奨学金	給付制	神、文、社会、法、経済、商、 政策、グローバル地域文化学部……300,000 円 文化情報、スポーツ健康科学部……320,000 円 理工、生命医科学部……………430,000 円 心理、グローバル・コミュニケーション学部 ……340,000 円 ※「高等教育の修学支援新制度」による給付 奨学金の受給または授業料等減免の適用を受 ける場合の金額は、P.8 を参照ください。	1 か年限り （毎年出願 可）

	内 容	対 象	支給期間
同志社大学 修学特別支援奨学金	給付制	災害・不慮の事故等で生計維持者が死亡または後 遺症により就労不能となった場合もしくは、災害 等により住宅が半壊以上の被害を受け、家計が急 変した場合	在学期間中に 1 か年限り

※詳細は、P.27 以降を参照ください。

3. 出願から採用まで

8月24日(月)～ 9月15日(火)	インターネット による申込	P.10～15の手順に従って入力を行ってください。
8月24日(月)～ 9月15日(火)	郵送出願 ※締切日 消印有効	- 必要書類をそろえ、市販の角形2号封筒(A4サイズ)を使用して、出願期間内に所属校地の学生生活課に郵送してください。 - 郵送用の出願封筒貼付票は本学奨学金ウェブサイトに掲載しています。 <u>締切日を過ぎた消印のものは一切受付できません。</u>
	選 考	出願資格を満たしている者を、家計に重点をおいて選考します(P.7参照のこと)。
12月中旬 (予定)	採否発表	- 大学から付与されたメールアドレス(Microsoft365(Outlook)のメール)宛に採否の結果を通知します。 - 採用者のみ父母宛に採用通知を郵送します。 - 電話などによる採否の問い合わせには応じられません。
2027年1月8日(金) (予定)	奨学金の振込	- 届け出の金融機関に振込みます(学費未納の場合を除く)。 - 奨学金を学費に充当したい場合は、P.9参照のこと。

4. 出願資格

以下のすべてを満たす者となります。

◆日本国籍を有する者

または、在留資格が永住者・特別永住者・定住者・日本人(永住者・特別永住者)の配偶者、子・家族滞在

◆学部生で在学期間が4年以内の者

※休学期間及び特別在籍料適用期間は在学期間に算入しません。

◆上記の出願資格を満たしていても、次のいずれかに該当する者は出願資格がありません。

不明な点があれば、出願前に学生生活課までお問い合わせください。

- ① 2026年度秋学期に休学する者
- ② 同志社大学奨学金と併用不可の民間団体奨学金を受給中の者
- ③ 外国人留学生
- ④ 2026年度に通年で特別在籍料が適用される者
- ⑤ 出願年度に通年で「高等教育の修学支援新制度」による給付奨学金を受給している者または授業料等減免の適用を受けている者
ただし、いずれかの学期または通年で下記に該当する者を除く。
 - ・第Ⅳ区分(理工農世帯)の者
 - ・【理工学部・生命医科学部生のみ】第Ⅲ区分かつ自宅通学の者
※通学形態は、出願時点の情報で判断する。
 - ・支援区分外の者

2026 年度に「高等教育の修学支援新制度」による給付奨学金を受給している者または授業料等減免の適用を受けている方は、下記の表を参考に出願資格の有無を判断してください。

○：出願資格あり、×：出願資格なし

春学期 秋学期	A. 第Ⅰ区分	B. 第Ⅱ区分	C. 第Ⅲ区分の 内、理工・生 命医科学部 の自宅通学 者	D. 第Ⅲ区分 の内、 C以外	E. 第Ⅳ区分 (理工農 世帯)	F. 多子世帯、 第Ⅰ(多子)、 第Ⅱ(多子)、 第Ⅲ(多子)、 第Ⅳ(多子)	G. 支援区分外	H. 資格なし (2026 年 度 春学期時点で 採用されてい ない)
a. 第Ⅰ区分	×	×	○	×	○	×	○	○
b. 第Ⅱ区分	×	×	○	×	○	×	○	○
c. 第Ⅲ区分の内、 理工・生命医科 学部の自宅通学 者	○	○	○		○	○	○	○
d. 第Ⅲ区分の内、 c以外	×	×		×	○	×	○	○
e. 第Ⅳ区分 (理工農世帯)	○	○	○	○	○	○	○	○
f. 多子世帯、 第Ⅰ(多子)、 第Ⅱ(多子)、 第Ⅲ(多子)、 第Ⅳ(多子)	×	×	○	×	○	×	○	○
g. 支援区分外	○	○	○	○	○	○	○	○
h. 出願予定								○

例：【経済学部】2026 年度春学期：第Ⅲ区分 (D)、2026 年度秋学期：第Ⅱ区分 (b)
⇒出願資格なし

【理工学部】2026 年度春学期：第Ⅰ区分 (A)、2026 年度秋学期：第Ⅳ区分 (理工農) (e)
⇒出願資格あり

5. 成績基準

❖1 年次生 … 大学入学をもって基準を満たしているものとします。

❖2～4 年次生 … 2025 年度終了時、大学の成績が所属学部(学科)の GPA 上位 1/3 以内で、下表の単位数を修得していること。ただし、4 年次生のうち出願年度の春学期に休学した者は、3 年次生とみなし判定します。

2026 年 4 月の転入・編入学生は入学試験合格をもって成績基準を満たしているものとしますが、転入・編入学後最短修業年限（標準修業年限終期）までに卒業見込みとならない人は、採用されない場合がありますので出願前に学生生活課へご相談ください。

（※学費未納による退学後、2026 年度中に再入学した学生については前年度までの成績で判定します）

前年度末までの在学セメスター数 (休学期間を除く)	修得単位数※1
2 もしくは 3 (2 年次生)	30 単位以上
4 もしくは 5 (3 年次生)	65 単位以上
6 以上 (4 年次生)	卒業見込者※2

※1 免許資格関係科目・自由科目として履修したものを含まない

※2 2026 年度秋学期履修中止期間終了時点で判定

6. 家計基準

本人と生計維持者の支給額算定基準額※の合計が 154,500 円未満であること

※支給額算定基準額＝（課税標準額）×6%－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）
（100 円未満切り捨て）

<収入・所得の上限額の目安>

家計基準は、本人と生計維持者の令和 8 年度（令和 7 年分）所得証明書に記載された情報に基づき、上記計算式に従って判定を行います。

実際の世帯構成等は各世帯により異なるため、下表はあくまでも目安として利用してください。

(単位：万円)			
世帯人数	世帯構成	給与所得者の世帯 (年間の収入金額)	給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)
2 人	本人、親（ひとり親）	649	452
3 人	本人、親（ひとり親）、 高校生	677	494
4 人	本人、親、親（無収入）、 高校生	698	526
4 人	本人、親①、親②（給与 所得者）、高校生	親①：656 親②：155	親①：453 親②：155
5 人	本人、親①、親②（パート）、 高校生、中学生	親①：698 親②：100	親①：530 親②：100

（注 1）給与を受けている場合は、年間の収入金額（源泉徴収票における「支払金額」欄）、商店・農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額（確定申告書における「所得金額」）の目安となります。

（注 2）表中の数字はあくまでも目安です。目安の金額を上回っていても支給対象となる場合や下回っていても支給対象とならない場合があります。

7. 奨学金の金額

①「高等教育の修学支援新制度」による給付奨学金または授業料等減免を受けていない場合

学部	給付額（年額）
神学部 文学部 社会学部 法学部 経済学部 商学部 政策学部 グローバル地域文化学部	300,000円
文化情報学部 スポーツ健康科学部	320,000円
理工学部 生命医科学部	430,000円
心理学部 グローバル・コミュニケーション学部	340,000円

※春学期または秋学期のみ上記に該当する場合は、記載の給付額の 1/2 となります。

②「高等教育の修学支援新制度」による給付奨学金または授業料等減免を第Ⅲ区分で受けており、かつ日本学生支援機構給付奨学金を自宅通学の金額で受給する場合

学部	給付額（年額）
理工学部 生命医科学部	43,000円

※春学期または秋学期のみ上記に該当する場合は、記載の給付額の 1/2 となります。

③「高等教育の修学支援新制度」による給付奨学金または授業料等減免を第Ⅳ区分（理工農世帯）で受けている場合

学部	給付額（年額）
文化情報学部	86,600円
理工学部 生命医科学部	196,600円

※春学期または秋学期のみ上記に該当する場合は、記載の給付額の 1/2 となります。

支給額例：

【法学部】

2026年度春学期：第Ⅲ区分（①～③に該当なし）、2026年度秋学期：支援区分外（①に該当）
⇒150,000円（①の支給額の 1/2）

【生命医科学部】

2026年度春学期：第Ⅲ区分自宅通学（②に該当）、2026年度秋学期：第Ⅳ区分（理工農世帯）（③に該当）
⇒119,800円（②の支給額の 1/2+③の支給額の 1/2）

8. 前年度の採用実績

(人)

出願者数	採用人数
202	139

9. 奨学金を学費に充当したい場合

この奨学金によって 2026 年度秋学期学費の一部をまかなう予定の人は、この奨学金の出願にあわせて「学費延期納入」の手続きが必要です。P.24 を参照のうえ、手続きをとってください。ただし、納入済の場合は充当できません。

奨学金を学費に充当した場合、充当後に差額分の学費振込用紙を送付します。その振込用紙を使用して差額を納入してください。

10. 秋学期入学者への奨学金の振込について

2027 年 1 月 8 日（金）と 2027 年 6 月中旬（春学期分）の 2 回に分けて支給します。

ただし、2027 年度春学期を休学した場合、春学期分の奨学金は支給いたしません。

Ⅱ-2. インターネットによる申込みについて

奨学金の申込みには、「①インターネットによる申込み」と「②出願（指定の日時までに出願書類を郵送）」が必要です。

ここでは、「①インターネットによる申込み」の手順について説明します。

1. インターネット申込用ウェブサイトへアクセス

- ① 各自パソコンで本学ウェブサイト(<https://www.doshisha.ac.jp/students/>)にアクセスします。
※携帯電話・スマートフォンからは申込できません。
※入力可能期間は、8月24日（月）～9月15日（火）です。この期間以外には入力できません。
- ② “Web シングルサインオン” をクリックします。
- ③ 「Web シングルサインオンサービス」のページで“パスワード認証”を選択し、各自のユーザ ID、PW を入力のうえ、『奨学金・学費延分納申請』をクリックします。

2. 個人情報取り扱いについて

※以下に示す画面はサンプル画面ですので、実際の画面とは異なる場合があります。

同志社大学 奨学金出願・学費延分納申込受付システム（在学生）
Doshisha University Online Application for Scholarships,
University Fees Payment Deadline Extension and Payment in Installments (for Students)

●出願者氏名 (Name) 同大 学部三

●学生ID (Student ID) 1110249997

●お知らせ (Information)
表示するお知らせ情報はありません。

●web申請受付奨学金 (Scholarships for Online Application)

奨学金種別 (Type)	奨学金名 (Scholarship Name)	web申請入力可能期間 (Period for Data Entry)
給付	同志社大学奨学金	2025/07/06 00:00 ~ 2025/07/17 23:59

●個人情報取り扱いについて (Privacy Policy)
奨学金の出願は、以下(1)、(2)の内容をご確認いただき、同意いただける場合のみ、入力画面にすすんでください。
Before entering information on this web site, you need to agree with the 'Rules for Protecting Personal Information' described in link (1) below and the terms and conditions described in paragraph (2) below.
(1) [学校法人 同志社の「同志社個人情報保護規程」](#)
[Doshisha's Rules for Protecting Personal Information](#)
(2) 入力された情報は、同志社大学の奨学金業務課課長、日本学生支援機構、民間奨学財団、地方自治体、同大校友会、同志社大学評議会、業務委託先に必要に応じて提供する場合があります。
We may share, for any necessary purpose, information you entered on this web site with:
・ Divisions operating scholarships at Doshisha University.
・ Japan Student Services Organization (JASSO).
・ Private foundations providing scholarships.
・ Local governments providing scholarships.
・ Doshisha Alumni Association.
・ Doshisha University Seihokai.
・ Service provider businesses under contract.
同意ボタンで次の画面に進んでください。
Click 'Agree' to go to the next page.

同意 (Agree) 閉じる (Close)

検索ブラウザについて
当サイトは、Microsoft Edgeにて動作確認を行っています。
他、検索ブラウザを利用の場合でも動作を保証するものではありません。
お使いのブラウザのバージョンを最新にしてください。

タイムアウトについて
操作しない状態が一定時間継続すると、タイムアウトとなり再度ログインが必要になりますので、ご注意ください。
ブラウザを閉じて、ブラウザの「戻る」「進む」ボタンは押さないでください。勝手に画面が動作しませんので、ご注意ください。

本システムのお問い合わせ先 (Contact Information)
同志社大学 学生生活課
【今出川校地】 恵寿館1階
〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入
TEL.075-251-3280 FAX.075-251-3083
【京田辺校地】 成心館1階
〒610-0394 京田辺市多々羅郵便1-3
TEL.0774-65-7430 FAX.0774-65-7429

出願者氏名と学生ID、その他記載内容を確認し
「同意します」を押します。

※ 同意しない場合、次の画面に進めません。

ここを押す

3. 奨学金の出願を選択

同志社大学 奨学金・学費延分納選択メニュー
(Doshisha University Scholarships and Payment Deadline Extension / Payment in Installments Menu)

下記メニューを選択してください。
(Click on a link below.)

[奨学金の出願を行う \(Apply for Scholarship\(s\)\)](#)

[学費延納・分納の申込みを行う \(Apply for Payment Deadline Extension / Payment in Installments\)](#)

[終了する \(Exit\)](#)

本システムのお問い合わせ先 (Contact Information)
同志社大学 学生生活課
【今出川校地】 恵寿館1階
〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入
TEL.075-251-3280 FAX.075-251-3083
【京田辺校地】 成心館1階
〒610-0394 京田辺市多々羅郵便1-3
TEL.0774-65-7430 FAX.0774-65-7429

「奨学金の出願を行う」を選択して、次の画面に進みます。

ここを押す

4. 出願データの作成

同志社大学 奨学金出願システム(在学生)
Doshisha University Scholarship Application System (for Students)

●出願者氏名 (Name) 同大 学部二

●学生ID (Student ID) 1110239997

下記メニューを選択してください。
(Click on a link below.)

- 各種奨学金 新規出願される方はこちら
(For creating, loading or viewing scholarship application data)
- 新規出願データを作成する
(Create a new application data for scholarships).**
- 前回中断した内容から作成する
(Load the saved data.)
- 確定データの内容を確認する (印刷)
(View the data you have confirmed.)
- その他
(For other purposes)
- 申請を終了する

「新規出願データを作成する」を選択して、次の画面に進みます。

ここを押す

5. 個人情報入力

年度 奨学生願書 Web申請入力
Online Entry for Scholarship Application.

入力ステップ
(Data Entry Steps)
個人情報入力 (Enter Personal Info) → 奨学金情報選択 (Select Scholarship Info) → 奨学金情報入力 (Enter Financial Info) → 国籍・住所情報入力 (Enter Account Info) → 入力内容確認 (Check Your Data) → 入力完了 (Entry Complete)

A-あなたの個人情報 (Your Personal Information)
本人の住所情報に誤りがある場合は、ここで中断し、学務支援システムDUETで住所変更手続きをください。
申込のシステムへの接続は翌日以後になりますので、翌日以降に接続してください。
(更新手続きが完了しない方は、印刷された願書に必要事項を記入して提出してください。)
If your contact information displayed on this page is not valid, stop the data entry for now and update your contact information on DUET.
Visit this page and ensure your entry tomorrow or later, for the data update on this page takes a day (sometimes a couple of days) after the data correction on DUET.
If you do not have time to wait for the update within the deadline for online entry, proceed to the following pages and complete your entry now.
You may correct your information on the printed application in handwriting with red ink and hand it in.)

●あなたの学籍情報 (学籍) (Student Registry Information)
学生ID (Student ID) 1110249997
所属 (Faculty) 経済学部 経済学科
氏名カナ (Name in Japanese Kana) ドウダイ コタツラン
氏名 (Name) 同大 学部二 男
生年月日 (西暦) (Date of Birth) 2006年04月02日 20歳
国籍 (Nationality) * [日本] (国名を入力してください)

※ 国籍: 韓国、アメリカ (複数ある場合はすべて入力してください) If you have multiple nationalities, list them all.
※ 日本国籍以外の方は申請書類とともに、国籍情報のある書類の写しを提出してください。
If your nationality is other than Japanese, submit a photocopy of a document that shows your status of residence along with application documents.

●あなたの生計維持者の住所情報 (生計維持者の住所情報) (Contact Information of the primary income earner of your family)
続柄 (Relationship) * [父] (続柄)
氏名 (Name) * [同大 経済人] (氏名)
氏名カナ (Name in Japanese Kana) * [ドウダイ コタツラン] (氏名カナ)
生年月日 (西暦) (Date of Birth) * [1978] 年 [01] 月 [01] 日 (氏名カナ)
郵便番号 (Postal Code) * [111111] (郵便番号) (〒) (氏名カナ)
住所 (Home Address) * [住所1] (住所1) (住所2) (住所3) (住所4) (住所5) (住所6) (住所7) (住所8) (住所9) (住所10) (住所11) (住所12) (住所13) (住所14) (住所15) (住所16) (住所17) (住所18) (住所19) (住所20) (住所21) (住所22) (住所23) (住所24) (住所25) (住所26) (住所27) (住所28) (住所29) (住所30) (住所31) (住所32) (住所33) (住所34) (住所35) (住所36) (住所37) (住所38) (住所39) (住所40) (住所41) (住所42) (住所43) (住所44) (住所45) (住所46) (住所47) (住所48) (住所49) (住所50) (住所51) (住所52) (住所53) (住所54) (住所55) (住所56) (住所57) (住所58) (住所59) (住所60) (住所61) (住所62) (住所63) (住所64) (住所65) (住所66) (住所67) (住所68) (住所69) (住所70) (住所71) (住所72) (住所73) (住所74) (住所75) (住所76) (住所77) (住所78) (住所79) (住所80) (住所81) (住所82) (住所83) (住所84) (住所85) (住所86) (住所87) (住所88) (住所89) (住所90) (住所91) (住所92) (住所93) (住所94) (住所95) (住所96) (住所97) (住所98) (住所99) (住所100) (住所101) (住所102) (住所103) (住所104) (住所105) (住所106) (住所107) (住所108) (住所109) (住所110) (住所111) (住所112) (住所113) (住所114) (住所115) (住所116) (住所117) (住所118) (住所119) (住所120) (住所121) (住所122) (住所123) (住所124) (住所125) (住所126) (住所127) (住所128) (住所129) (住所130) (住所131) (住所132) (住所133) (住所134) (住所135) (住所136) (住所137) (住所138) (住所139) (住所140) (住所141) (住所142) (住所143) (住所144) (住所145) (住所146) (住所147) (住所148) (住所149) (住所150) (住所151) (住所152) (住所153) (住所154) (住所155) (住所156) (住所157) (住所158) (住所159) (住所160) (住所161) (住所162) (住所163) (住所164) (住所165) (住所166) (住所167) (住所168) (住所169) (住所170) (住所171) (住所172) (住所173) (住所174) (住所175) (住所176) (住所177) (住所178) (住所179) (住所180) (住所181) (住所182) (住所183) (住所184) (住所185) (住所186) (住所187) (住所188) (住所189) (住所190) (住所191) (住所192) (住所193) (住所194) (住所195) (住所196) (住所197) (住所198) (住所199) (住所200) (住所201) (住所202) (住所203) (住所204) (住所205) (住所206) (住所207) (住所208) (住所209) (住所210) (住所211) (住所212) (住所213) (住所214) (住所215) (住所216) (住所217) (住所218) (住所219) (住所220) (住所221) (住所222) (住所223) (住所224) (住所225) (住所226) (住所227) (住所228) (住所229) (住所230) (住所231) (住所232) (住所233) (住所234) (住所235) (住所236) (住所237) (住所238) (住所239) (住所240) (住所241) (住所242) (住所243) (住所244) (住所245) (住所246) (住所247) (住所248) (住所249) (住所250) (住所251) (住所252) (住所253) (住所254) (住所255) (住所256) (住所257) (住所258) (住所259) (住所260) (住所261) (住所262) (住所263) (住所264) (住所265) (住所266) (住所267) (住所268) (住所269) (住所270) (住所271) (住所272) (住所273) (住所274) (住所275) (住所276) (住所277) (住所278) (住所279) (住所280) (住所281) (住所282) (住所283) (住所284) (住所285) (住所286) (住所287) (住所288) (住所289) (住所290) (住所291) (住所292) (住所293) (住所294) (住所295) (住所296) (住所297) (住所298) (住所299) (住所300) (住所301) (住所302) (住所303) (住所304) (住所305) (住所306) (住所307) (住所308) (住所309) (住所310) (住所311) (住所312) (住所313) (住所314) (住所315) (住所316) (住所317) (住所318) (住所319) (住所320) (住所321) (住所322) (住所323) (住所324) (住所325) (住所326) (住所327) (住所328) (住所329) (住所330) (住所331) (住所332) (住所333) (住所334) (住所335) (住所336) (住所337) (住所338) (住所339) (住所340) (住所341) (住所342) (住所343) (住所344) (住所345) (住所346) (住所347) (住所348) (住所349) (住所350) (住所351) (住所352) (住所353) (住所354) (住所355) (住所356) (住所357) (住所358) (住所359) (住所360) (住所361) (住所362) (住所363) (住所364) (住所365) (住所366) (住所367) (住所368) (住所369) (住所370) (住所371) (住所372) (住所373) (住所374) (住所375) (住所376) (住所377) (住所378) (住所379) (住所380) (住所381) (住所382) (住所383) (住所384) (住所385) (住所386) (住所387) (住所388) (住所389) (住所390) (住所391) (住所392) (住所393) (住所394) (住所395) (住所396) (住所397) (住所398) (住所399) (住所400) (住所401) (住所402) (住所403) (住所404) (住所405) (住所406) (住所407) (住所408) (住所409) (住所410) (住所411) (住所412) (住所413) (住所414) (住所415) (住所416) (住所417) (住所418) (住所419) (住所420) (住所421) (住所422) (住所423) (住所424) (住所425) (住所426) (住所427) (住所428) (住所429) (住所430) (住所431) (住所432) (住所433) (住所434) (住所435) (住所436) (住所437) (住所438) (住所439) (住所440) (住所441) (住所442) (住所443) (住所444) (住所445) (住所446) (住所447) (住所448) (住所449) (住所450) (住所451) (住所452) (住所453) (住所454) (住所455) (住所456) (住所457) (住所458) (住所459) (住所460) (住所461) (住所462) (住所463) (住所464) (住所465) (住所466) (住所467) (住所468) (住所469) (住所470) (住所471) (住所472) (住所473) (住所474) (住所475) (住所476) (住所477) (住所478) (住所479) (住所480) (住所481) (住所482) (住所483) (住所484) (住所485) (住所486) (住所487) (住所488) (住所489) (住所490) (住所491) (住所492) (住所493) (住所494) (住所495) (住所496) (住所497) (住所498) (住所499) (住所500) (住所501) (住所502) (住所503) (住所504) (住所505) (住所506) (住所507) (住所508) (住所509) (住所510) (住所511) (住所512) (住所513) (住所514) (住所515) (住所516) (住所517) (住所518) (住所519) (住所520) (住所521) (住所522) (住所523) (住所524) (住所525) (住所526) (住所527) (住所528) (住所529) (住所530) (住所531) (住所532) (住所533) (住所534) (住所535) (住所536) (住所537) (住所538) (住所539) (住所540) (住所541) (住所542) (住所543) (住所544) (住所545) (住所546) (住所547) (住所548) (住所549) (住所550) (住所551) (住所552) (住所553) (住所554) (住所555) (住所556) (住所557) (住所558) (住所559) (住所560) (住所561) (住所562) (住所563) (住所564) (住所565) (住所566) (住所567) (住所568) (住所569) (住所570) (住所571) (住所572) (住所573) (住所574) (住所575) (住所576) (住所577) (住所578) (住所579) (住所580) (住所581) (住所582) (住所583) (住所584) (住所585) (住所586) (住所587) (住所588) (住所589) (住所590) (住所591) (住所592) (住所593) (住所594) (住所595) (住所596) (住所597) (住所598) (住所599) (住所600) (住所601) (住所602) (住所603) (住所604) (住所605) (住所606) (住所607) (住所608) (住所609) (住所610) (住所611) (住所612) (住所613) (住所614) (住所615) (住所616) (住所617) (住所618) (住所619) (住所620) (住所621) (住所622) (住所623) (住所624) (住所625) (住所626) (住所627) (住所628) (住所629) (住所630) (住所631) (住所632) (住所633) (住所634) (住所635) (住所636) (住所637) (住所638) (住所639) (住所640) (住所641) (住所642) (住所643) (住所644) (住所645) (住所646) (住所647) (住所648) (住所649) (住所650) (住所651) (住所652) (住所653) (住所654) (住所655) (住所656) (住所657) (住所658) (住所659) (住所660) (住所661) (住所662) (住所663) (住所664) (住所665) (住所666) (住所667) (住所668) (住所669) (住所670) (住所671) (住所672) (住所673) (住所674) (住所675) (住所676) (住所677) (住所678) (住所679) (住所680) (住所681) (住所682) (住所683) (住所684) (住所685) (住所686) (住所687) (住所688) (住所689) (住所690) (住所691) (住所692) (住所693) (住所694) (住所695) (住所696) (住所697) (住所698) (住所699) (住所700) (住所701) (住所702) (住所703) (住所704) (住所705) (住所706) (住所707) (住所708) (住所709) (住所710) (住所711) (住所712) (住所713) (住所714) (住所715) (住所716) (住所717) (住所718) (住所719) (住所720) (住所721) (住所722) (住所723) (住所724) (住所725) (住所726) (住所727) (住所728) (住所729) (住所730) (住所731) (住所732) (住所733) (住所734) (住所735) (住所736) (住所737) (住所738) (住所739) (住所740) (住所741) (住所742) (住所743) (住所744) (住所745) (住所746) (住所747) (住所748) (住所749) (住所750) (住所751) (住所752) (住所753) (住所754) (住所755) (住所756) (住所757) (住所758) (住所759) (住所760) (住所761) (住所762) (住所763) (住所764) (住所765) (住所766) (住所767) (住所768) (住所769) (住所770) (住所771) (住所772) (住所773) (住所774) (住所775) (住所776) (住所777) (住所778) (住所779) (住所780) (住所781) (住所782) (住所783) (住所784) (住所785) (住所786) (住所787) (住所788) (住所789) (住所790) (住所791) (住所792) (住所793) (住所794) (住所795) (住所796) (住所797) (住所798) (住所799) (住所800) (住所801) (住所802) (住所803) (住所804) (住所805) (住所806) (住所807) (住所808) (住所809) (住所810) (住所811) (住所812) (住所813) (住所814) (住所815) (住所816) (住所817) (住所818) (住所819) (住所820) (住所821) (住所822) (住所823) (住所824) (住所825) (住所826) (住所827) (住所828) (住所829) (住所830) (住所831) (住所832) (住所833) (住所834) (住所835) (住所836) (住所837) (住所838) (住所839) (住所840) (住所841) (住所842) (住所843) (住所844) (住所845) (住所846) (住所847) (住所848) (住所849) (住所850) (住所851) (住所852) (住所853) (住所854) (住所855) (住所856) (住所857) (住所858) (住所859) (住所860) (住所861) (住所862) (住所863) (住所864) (住所865) (住所866) (住所867) (住所868) (住所869) (住所870) (住所871) (住所872) (住所873) (住所874) (住所875) (住所876) (住所877) (住所878) (住所879) (住所880) (住所881) (住所882) (住所883) (住所884) (住所885) (住所886) (住所887) (住所888) (住所889) (住所890) (住所891) (住所892) (住所893) (住所894) (住所895) (住所896) (住所897) (住所898) (住所899) (住所900) (住所901) (住所902) (住所903) (住所904) (住所905) (住所906) (住所907) (住所908) (住所909) (住所910) (住所911) (住所912) (住所913) (住所914) (住所915) (住所916) (住所917) (住所918) (住所919) (住所920) (住所921) (住所922) (住所923) (住所924) (住所925) (住所926) (住所927) (住所928) (住所929) (住所930) (住所931) (住所932) (住所933) (住所934) (住所935) (住所936) (住所937) (住所938) (住所939) (住所940) (住所941) (住所942) (住所943) (住所944) (住所945) (住所946) (住所947) (住所948) (住所949) (住所950) (住所951) (住所952) (住所953) (住所954) (住所955) (住所956) (住所957) (住所958) (住所959) (住所960) (住所961) (住所962) (住所963) (住所964) (住所965) (住所966) (住所967) (住所968) (住所969) (住所970) (住所971) (住所972) (住所973) (住所974) (住所975) (住所976) (住所977) (住所978) (住所979) (住所980) (住所981) (住所982) (住所983) (住所984) (住所985) (住所986) (住所987) (住所988) (住所989) (住所990) (住所991) (住所992) (住所993) (住所994) (住所995) (住所996) (住所997) (住所998) (住所999) (住所1000) (住所1001) (住所1002) (住所1003) (住所1004) (住所1005) (住所1006) (住所1007) (住所1008) (住所1009) (住所1010) (住所1011) (住所1012) (住所1013) (住所1014) (住所1015) (住所1016) (住所1017) (住所1018) (住所1019) (住所1020) (住所1021) (住所1022) (住所1023) (住所1024) (住所1025) (住所1026) (住所1027) (住所1028) (住所1029) (住所1030) (住所1031) (住所1032) (住所1033) (住所1034) (住所1035) (住所1036) (住所1037) (住所1038) (住所1039) (住所1040) (住所1041) (住所1042) (住所1043) (住所1044) (住所1045) (住所1046) (住所1047) (住所1048) (住所1049) (住所1050) (住所1051) (住所1052) (住所1053) (住所1054) (住所1055) (住所1056) (住所1057) (住所1058) (住所1059) (住所1060) (住所1061) (住所1062) (住所1063) (住所1064) (住所1065) (住所1066) (住所1067) (住所1068) (住所1069) (住所1070) (住所1071) (住所1072) (住所1073) (住所1074) (住所1075) (住所1076) (住所1077) (住所1078) (住所1079) (住所1080) (住所1081) (住所1082) (住所1083) (住所1084) (住所1085) (住所1086) (住所1087) (住所1088) (住所1089) (住所1090) (住所1091) (住所1092) (住所1093) (住所1094) (住所1095) (住所1096) (住所1097) (住所1098) (住所1099) (住所1100) (住所1101) (住所1102) (住所1103) (住所1104) (住所1105) (住所1106) (住所1107) (住所1108) (住所1109) (住所1110) (住所1111) (住所1112) (住所1113) (住所1114) (住所1115) (住所1116) (住所1117) (住所1118) (住所1119) (住所1120) (住所1121) (住所1122) (住所1123) (住所1124) (住所1125) (住所1126) (住所1127) (住所1128) (住所1129) (住所1130) (住所1131) (住所1132) (住所1133) (住所1134) (住所1135) (住所1136) (住所1137) (住所1138) (住所1139) (住所1140) (住所1141) (住所1142) (住所1143) (住所1144) (住所1145) (住所1146) (住所1147) (住所1148) (住所1149) (住所1150) (住所1151) (住所1152) (住所1153) (住所1154) (住所1155) (住所1156) (住所1157) (住所1158) (住所1159) (住所1160) (住所1161) (住所1162) (住所1163) (住所1164) (住所1165) (住所1166) (住所1167) (住所1168) (住所1169) (住所1170) (住所1171) (住所1172) (住所1173) (住所1174) (住所1175) (住所1176) (住所1177) (住所1178) (住所1179) (住所1180) (住所1181) (住所1182) (住所1183) (住所1184) (住所1185) (住所1186) (住所1187) (住所1188) (住所1189) (住所1190) (住所1191) (住所1192) (住所1193) (住所1194) (住所1195) (住所1196) (住所1197) (住所1198) (住所1199) (住所1200) (住所1201) (住所1202) (住所1203) (住所1204) (住所1205) (住所1206) (住所1207) (住所1208) (住所1209) (住所1210) (住所1211) (住所1212) (住所1213) (住所1214) (住所1215) (住所1216) (住所1217) (住所1218) (住所1219) (住所1220) (住所1221) (住所1222) (住所1223) (住所1224) (住所1225) (住所1226) (住所1227) (住所1228) (住所1229) (住所1230) (住所1231) (住所1232) (住所1233) (住所1234) (住所1235) (住所1236) (住所1237) (住所1238) (住所1239) (住所1240) (住所1241) (住所1242) (住所1243) (住所1244) (住所1245) (住所1246) (住所1247) (住所1248) (住所1249) (住所1250) (住所1251) (住所1252) (住所1253) (住所1254) (住所1255) (住所1256) (住所1257) (住所1258) (住所1259) (住所1260) (住所1261) (住所1262) (住所1263) (住所1264) (住所1265) (住所1266) (住所1267) (住所1268) (住所1269) (住所1270) (住所1271) (住所1272) (住所1273) (住所1274) (住所1275) (住所1276) (住所1277) (住所1278) (住所1279) (住所1280) (住所1281) (住所1282) (住所1283) (住所1284) (住所1285) (住所1286) (住所1287) (住所1288) (住所1289) (住所1290) (住所1291) (住所1292) (住所1293) (住所1294) (住所1295) (住所1296) (住所1297) (住所1298) (住所1299) (住所1300) (住所1301) (住所1302) (住所1303) (住所1304) (住所1305) (住所1306) (住所1307) (住所1308) (住所1309) (住所1310) (住所1311) (住所1312) (住所1313) (住所1314) (住所1315) (住所1316) (住所1317) (住所1318) (住所1319) (住所1320) (住所1321) (住所1322) (住所1323) (住所1324) (住所1325) (住所1326) (住所1327) (住所1328) (住所1329) (住所1330) (住所1331) (住所1332) (住所1333) (住所1334) (住所1335) (住所1336) (住所1337) (住所1338) (住所1339) (住所1340) (住所1341) (住所1342) (住所1343) (住所1344) (住所1345) (住所1346) (住所1347) (住所1348) (住所1349) (住所1350) (住所1351) (住所1352) (住所1353) (住所1354) (住所1355) (住所1356) (住所1357) (住所1358) (住所1359) (住所1360) (住所1361) (住所1362) (住所1363) (住所1364) (住所1365) (住所1366) (住所1367) (住所1368) (住所1369) (住所1370) (住所1371) (住所1372) (住所1373) (住所1374) (住所1375) (住所1376) (住所1377) (住所1378) (住所1379) (住所1380) (住所1381) (住所1382) (住所1383) (住所1384) (住所1385) (住所1386) (住所1387) (住所1388) (住所1389) (住所1390) (住所1391) (住所1392) (住所1393) (住所1394) (住所1395) (住所1396) (住所1397) (住所1398) (住所1399) (住所1400) (住所1401) (住所1402) (住所1403) (住所1404) (住所1405) (住所1406) (住所1407) (住所1408) (住所1409) (住所1410) (住所1411) (住所1412) (住所1413) (住所1414) (住所1415) (住所1416) (住所1417) (住所1418) (住所1419) (住所1420) (住所1421) (住所1422) (住所1423) (住所1424) (住所1425) (住所1426) (住所1427) (住所1428) (住所1429) (住所1430) (住所1431) (住所1432) (住所1433) (住所1434) (住所1435) (住所1436) (住所1437) (住所1438) (住所1439) (住所1440) (住所1441) (住所1442) (住所1443) (住所1444) (住所1445) (住所1446) (住所1447) (住所1448) (住所1449) (住所1450) (住所1451) (住所1452) (住所1453) (住所1454) (住所1455) (住所1456) (住所1457) (住所1458) (住所1459) (住所1460) (住所1461) (住所1462) (住所1463) (住所1464) (住所1465) (住所1466) (住所1467) (住所1468) (住所1469) (住所1470) (住所1471) (住所1472) (住所1473) (住所1474) (住所1475) (住所1476) (住所1477) (住所1478) (住所1479) (住所1480) (住所1481) (住所1482) (住所1483) (住所1484) (住所1485) (住所1486) (住所1487) (住所1488) (住所1489) (住所1490) (住所1491) (住所1492) (住所1493) (住所1494) (住所1495) (住所1496) (住所1497) (住所1498) (住所1499) (住所1500) (住所1501) (住所1502) (住所1503) (住所1504) (住所1505) (住所1506) (住所1507) (住所1508) (住所1509) (住所1510) (住所1511) (住所1512) (住所1513) (住所1514) (住所1515) (住所1516) (住所1517) (住所1518) (住所1519) (住所1520) (住所1521) (住所1522) (住所1523) (住所1524) (住所1525) (住所1526) (住所1527) (住所1528) (住所1529) (住所1530) (住所1531) (住所1532) (住所1533) (住所1534) (住所1535) (住所1536) (住所1537) (住所1538) (住所1539) (住所1540) (住所1541) (住所1542) (住所1543) (住所1544) (住所1545) (住所1546) (住所1547) (住所1548) (住所1549) (住所1550) (住所1551) (住所1552) (住所1553) (住所1554) (住所1555) (住所1556) (住所1557) (住所1558) (住所1559) (住所1560) (住所1561) (住所1562) (住所1563) (住所1564) (住所1565) (住所1566) (住所1567) (住所1568) (住所1569) (住所1570) (住所1571) (住所1572) (住所1573) (住所1574) (住所1575) (住所1576) (住所1577) (住所1578) (住所1579) (住所1580) (住所1581) (住所1582) (住所1583) (住所1584) (住所1585) (住所1586) (住所1587) (住所1588) (住所1589) (住所1590) (住所1591) (住所1592) (住所1593) (住所1594) (住所1595) (住所1596) (住所1597) (住所1598) (住所1599) (住所1600) (住所1601) (住所1602) (住所1603) (住所1604) (住所1605) (住所1606) (住所1607) (住所1608) (住所1609) (住所1610) (住所1611) (住所1612) (住所1613) (住所1614) (住所1615) (住所1616) (住所1617) (住所1618) (住所1619) (住所1620) (住所1621) (住所1622) (住所1623) (住所1624) (住所1625) (住所1626) (住所1627) (住所1628) (住所1629) (住所1630) (住所1631) (住所1632) (住所1633) (住所1634) (住所1635) (住所1636) (住所1637) (住所1638) (住所1639) (住所1640) (住所1641) (住所1642) (住所1643) (住所1644) (住所1645) (住所1646) (住所1647) (住所1648) (住所1649) (住所1650) (住所1651) (住所1652) (住所1653) (住所1654) (住所1655) (住所1656) (住所1657) (住所1658) (住所1659) (住所1660) (住所1661) (住所1662) (住所1663) (住所1664) (住所1665) (住所1666) (住所1667) (住所1668) (住所1669) (住所1670) (住所1671) (住所1672) (住所1673) (住所1674) (住所1675) (住所1676) (住所1677) (住所1678) (住所1679) (住所1680) (住所1681) (住所1682) (住所1683) (住所1684) (住所1685) (住所1686) (住所1687) (住所1688) (住所1689) (住所1690) (住所1691) (住所1692) (住所1693) (住所1694) (住所1695) (住所1696) (住所1697) (住所1698) (住所1699) (住所1700) (住所1701) (住所1702) (住所1703) (住所1704) (住所1705) (住所1706) (住所1707) (住所1708) (住所1709) (住所1710) (住所1711) (住所1712) (住所1713) (住所1714) (住所1715) (住所1716) (住所1717) (住所1718) (住所1719) (住所1720) (住所1721) (住所1722) (住所1723) (住所1724) (住所1725) (住所1726) (住所1727) (住所1728) (住所1729) (住所1730) (住所1731) (住所1732) (住所1733) (住所1734) (住所1735) (住所1736) (住所1737) (住所1738) (住所1739) (住所1740) (住所1741) (住所1742) (住所1743) (住所1744) (住所1745) (住所1746) (住所1747) (住所1748) (住所1749) (住所1750) (住所1751) (住所1752) (住所1753) (住所1754) (住所1755) (住所1756) (住所1757) (住所1758) (住所1759) (住所1760) (住所1761) (住所1762) (住所1763) (住所1764) (住所1765) (住所1766) (住所1

6. 奨学金種別選択

年度 奨学生願書 Web申請入力
Online Entry for Scholarship Application

入力ステップ
(Data Entry Steps)

個人情報入力 (Enter Personal Info) → 奨学金種別選択 (Select Scholarship(s)) → 家計情報入力 (Enter Financial Info) → 国・自治体情報入力 (Enter Account Info) → 入力内容確認 (Check Your Data) → 入力完了 (Entry Complete)

B-あなたの希望する奨学金の種別
(Your Personal Information)

・同志社大学奨学金を希望する方は以下のことに答えてください。
(If you want to apply for the Doshisha University Scholarship, answer the question(s) below.)

希望する奨学金の種別を選択してください。
(Select the scholarship you want to apply for.)

1. 財団・大学奨学金

・民間・地方公共団体奨学金《大学推薦》の登録を希望する方は以下のことに答えてください。
(If you are willing to register yourself as an applicant of the financial aids from private entities and local governments, to which you need to be recommended by the University, answer the question(s) below.)

民間・地方公共団体奨学金《大学推薦》の登録を希望しますか。
(Would you like to register yourself as an applicant of those financial aids from private entities and local governments?)

☐ はい (Yes) ☐ いいえ (No)

＜財団・地方公共団体奨学金への登録とは＞
財団・地方公共団体には、大学の推薦が必要ない奨学金と、財団から推薦書がある公認奨学金があります。大学の推薦を必要とするものは、民間企業、財団法人、公益法人や慈善家などの団体が提供する奨学金で、財団制に該当する場合があります。財団によって奨学金の募集、奨学金の金額、返済の仕方や返済期間が異なりますが、多くは卒業までの期間となります。なお、奨学生として採用されたことにより、卒業後の返済が免除されることはありません。

＜What is the registration for the financial aids from private entities and local governments?＞
There are two types of financial aids from private entities: the ones to which you need to be recommended by the University and the ones for which you can directly apply.
The former are provided by entities such as private companies, incorporated foundations, public interest corporations and individual donors. They include scholarships which you are not required to repay and student loans which you must repay after graduation. The selection standards, the number of recipients, the amount of money and the payment period vary by the provider entity. Most of them offer financial aids while you study at university. Your future careers after graduation will not be bound by receiving those financial aids.

民間・地方公共団体奨学金の詳細については、こちらをご覧ください。
For more information about the financial aids from private entities and local governments.

この登録は大学推薦が必要な奨学金について登録したい意思がある場合に登録しておく制度です。
(The registration on this page is a required step to apply for the former (the financial aids to which you need to be recommended by the University).)

財団・地方公共団体奨学金を希望する方は、「民間・地方公共団体奨学金」を印刷し、必要事項記入して願書と一緒に提出してください。

・同志社大学修学特別支援奨学金を希望する方は以下のことに答えてください。
(If you want to apply for the Doshisha University Special Study Support Scholarship for Disadvantaged Students, answer the question below.)

同志社大学修学特別支援奨学金を希望しますか。
(Would you like to apply for the Doshisha University Special Study Support Scholarship for Disadvantaged Students?)

☐ はい (Yes) ☐ いいえ (No)

＜同志社大学修学特別支援奨学金とは＞
災害・不慮の事故・病気等でまたは生活維持が困難な状況に陥り、または重度の障害等により経済的に困難な状況となった場合、または災害等により居住する住宅が半壊以上の被害を受けたことにより、著しく学習状況が悪化した場合に支給される奨学金制度です。
当該希望者は、当該しおりの認定ページを熟読のうえ、必要書類を当該期間内に提出してください。
当該希望者は事前相談が必須です。

＜What is the Doshisha University Special Study Support Scholarship for Disadvantaged Students?＞
This scholarship is for students whose family member who is the primary income earner has died or suffered serious residual disability and become unable to work due to a natural disaster, an unforeseen accident, an illness etc., or whose household financial situation has been significantly affected by partial or complete destruction of their residence due to a natural disaster etc.
If you wish to apply for this scholarship, read the appropriate page on the Application Guide carefully and submit the required documents during the application period.
Applicants for this scholarship must consult with the relevant office in advance.

次画面に進む (Next)
前画面に戻る (Back)
保存して印刷 (Save and Print)

① 奨学金の種別を選択します。

選択する

② 民間・地方公共団体奨学金《大学推薦》の希望を選択します。

※ 学部1～3年生のみ登録が可能です。

詳細はP.19以降を参照してください。

選択する

③ 同志社大学修学特別支援奨学金への出願を希望する者は、「はい」をクリックしてください。

詳細はP.27以降を参照してください。

※同志社大学修学特別支援奨学金の出願資格を満たさない場合は「いいえ」をクリックしてください。

選択する

④ 「次画面に進む」を押して次の画面に進みます。

ここを押す

7. 家計事情入力

年度 奨学生願書 Web申請入力
Online Entry for Scholarship Application

入力ステップ
(Data Entry Steps)

個人情報入力 (Enter Personal Info) → 奨学金種類選択 (Select Scholarship) → **家計事情入力 (Enter Financial Info)** → 振込口座情報入力 (Enter Account Info) → 入力内容確認 (Check Your Data) → 入力完了 (Entry Complete)

C - あなたの家計状況 (Financial Information)

・あなたの情報を確認し、通学形態を選択してください。
(Fill in with your information)

関係 (Relationship)	氏名 (Name)	歳 (Age)	学校種類 (School Type)	名称 (School Name)	学年 (Grade)	通学形態 (Commute Type)
本人	姓大 字部三	20	私立 大学	同志社大学	3	↓

・奨学金を希望するに当たって家計事情について入力してください。※必須
(Fill in with the financial background on which you have come to apply for the financial aids.)
100文字以上、200文字以内で入力してください。※要件は入力せずにください。無事には要件は削除されません。
(Enter between 100 to 200 characters.)

0文字

次画面に進む (Next)
前画面に戻る (Back)
保存して印刷 (Save and Exit)

- ① 通学形態を選択します。
- ② 家計事情を入力します。
- ③ 「次画面に進む」を押して次の画面に進みます。

ここを押す

8. 振込口座情報入力

年度 奨学生願書 Web申請入力
Online Entry for Scholarship Application

入力ステップ
(Data Entry Steps)

個人情報入力 (Enter Personal Info) → 奨学金種類選択 (Select Scholarship) → 家計事情入力 (Enter Financial Info) → **振込口座情報入力 (Enter Account Info)** → 入力内容確認 (Check Your Data) → 入力完了 (Entry Complete)

E - 振込口座 (Bank Account for Scholarship Payment)

☐ 振込になった場合、奨学金や学費振込口座への振込をお願いします。なお、奨学金は振込または学校への売掛と併用して使用します。
Please pay the scholarship into my bank account below.
I acknowledge the receipt of scholarship upon deposit into my account or application to the school fees.

外国の銀行は振込口座に指定できません。
(Banks outside Japan are not available for scholarship payment.)

・奨学金振込用の口座情報について入力してください。※必須
(Fill in the blanks with your bank account information for scholarship payment.)

金融機関名の読み先頭1文字を選択してください。
(Select the beginning letter of the bank name in Japanese kana.)

金融機関名を選択してください。
(Select the bank.)

支店名(出張所)の読み先頭1文字を選択してください。
(Select the beginning letter of the branch name in Japanese kana.)

支店名(出張所)を選択してください。
(Select the branch.)

※当行と提携は振込用の口座。
口座番号を入力してください。(本人名義に限る。)
(Enter the account number. (The registered account holder name must be the same as your name.))

口座種別 (Account Type.)
口座名義人 (Account Holder Name.)
普通
ドウダイ ガクブサン

☐ 指定したい金融機関・支店がないため、振込依頼書に手書きで口座情報を記入します。
(I cannot find the bank/branch I would like to select among the list. I will hand in the payment request with my account information in handwriting.)

※振込依頼書と振込結果が出力されますので、振込書と併せて提出してください。
(**The payment request form will be automatically printed together with the application form.)

次画面に進む (Next)
前画面に戻る (Back)
保存して印刷 (Save and Exit)

- ① 振込口座情報を入力します。

【注意】

振込口座は、学生本人名義の普通口座に限りです。外国の金融機関は指定できません。ゆうちょ銀行を指定される場合は、振込用の店名・口座番号が必要です。

- ② 「次画面に進む」を押して次の画面に進みます。

ここを押す

9. 入力内容確認

同志社大学 奨学生願書 確認画面
Online Entry for Scholarship Application, 2024

入力ステップ (Data Entry Steps)
個人情報入力 (Personal Information) → 家族情報入力 (Family Information) → 学費状況入力 (Financial Status) → 銀行口座情報入力 (Bank Account Information) → 入力内容確認 (Check Your Entry) → 入力完了 (Entry Complete)

A- あなたの個人情報 (Your Personal Information)

(1) 学籍情報 (Student Registry Information)

学号ID (Student ID)	1110248987
所属 (Faculty)	神学部
氏名 (名前) (Name)	田中 孝雄
氏名カナ (Name in Japanese Kana)	タナダイ コウユウ
生年月日 (Date of Birth)	2000年04月02日
国籍 (Nationality)	日本

(2) 居住情報 (Your Contact Information)

郵便番号 (Postal Code)	111111
住所 (Home Address)	住所 1 住所 2 住所 3 住所 4
電話番号 (Phone)	090-0000-0000
緊急連絡先 (携帯電話) (Emergency Contact Number (Mobile))	09012345678
E-mail アドレス (Email)	example@example.co.jp
生活保護受給者 (生活保護受給者) (Public Assistance Act)	受給していない
家族状況 (Family Situation)	生計維持者2名

(3) あなたの生計維持者の情報 (Contact Information of Your Family)

生計維持者1 続柄 (Livelihood Supporter1 Relationship)	父
生計維持者1 氏名 (Livelihood Supporter1 Name)	田中 孝雄
生計維持者1 氏名カナ (Livelihood Supporter1 Name in Japanese Kana)	タナダイ コウユウ
生計維持者1 生年月日 (Livelihood Supporter1 Date of Birth)	1970年01月01日
生計維持者1 郵便番号 (Livelihood Supporter1 Postal Code)	111111
生計維持者1 住所 (Livelihood Supporter1 Home Address)	住所 1 住所 2 住所 3
生計維持者1 連絡先 (Livelihood Supporter1 Contact Address)	09012345678
生計維持者1 生活保護受給者 (生活保護受給者) (Public Assistance Act)	受給していない
生計維持者2 続柄 (Livelihood Supporter2 Relationship)	母
生計維持者2 氏名 (Livelihood Supporter2 Name)	田中 孝子
生計維持者2 氏名カナ (Livelihood Supporter2 Name in Japanese Kana)	タナダイ コウコ
生計維持者2 生年月日 (Livelihood Supporter2 Date of Birth)	1970年01月01日
生計維持者2 郵便番号 (Livelihood Supporter2 Postal Code)	111111
生計維持者2 住所 (Livelihood Supporter2 Home Address)	住所 1 住所 2 住所 3
生計維持者2 連絡先 (Livelihood Supporter2 Contact Address)	09012345678
生計維持者2 生活保護受給者 (生活保護受給者) (Public Assistance Act)	受給していない

(4) 学籍情報 (Your Record at University)

学籍情報は入力済みです。

B- あなたの希望する奨学金の種類 (Scholarships You Want to Apply for)

同志社大学奨学金 (Shochiku University Scholarship)	奨学金A希望
民間団体奨学金 (Financial Aids from Private Entities)	希望
同志社大学奨学金特別支援奨学金 (Shochiku University Special Study Support Scholarship for Disadvantaged Students)	希望

C- あなたの学費状況 (Financial Status)

(1) 本人の通学形態 (Your commute type)

続柄 (Relationship)	氏名 (Name)	年齢 (Age)	設立区分 (Establishment Type)	学校種類 (School Type)	学年 (Grade)	通学形態 (Commute Type)
本人	田中 孝雄	20歳	私立	大学	同志社大学	自宅通学

(2) 奨学金を希望するに際した事情 (Financial background on which you have come to apply for the financial aids.)

奨学金を希望するに際した事情 (Financial background on which you have come to apply for the financial aids.)

D- 銀行口座情報 (Bank Account for Scholarship Payment)

金融機関 (Bank)	0155	支店 (Branch)	0001
口座種類 (Account Type)	普通	口座番号 (Account Number)	0000000
口座名義人 (Account Holder Name)	田中 孝雄	口座開設日 (Date of Opening)	2020年04月02日

希望しない金融機関・支店 (I do not want to select among the following):

希望しない金融機関・支店 (I do not want to select among the following):

申込口座の訂正はこちら (Correct the application bank account here)

入力内容確認 (Check Your Entry)

入力内容を確認し、間違いがなければ「データ確定」を押してください。

- ① すべての項目を入力後「次画面に進む」を押すと、この画面が表示されます。
- ② 申込内容を確認し、間違いがなければ「データ確定」を押してください。

申込内容に訂正がある場合は「訂正」を押して訂正してください。

ここを押す

10. 願書印刷

年度 同志社大学 奨学生願書 入力完了
umune entry for Scholarship Application.

入力ステップ
(Data Entry Steps)

個人情報入力 (Enter Personal Info) → 奨学金種別選択 (Select Scholarship) → 家族情報入力 (Enter Financial Info) → 届出口座情報入力 (Enter Account Info) → 入力内容確認 (Check Your Data) → 入力完了 (Entry Complete)

同大 学部三さんの奨学生願書入力は登録されました。
(Your entry for scholarship application has been registered.)

2026-b-1-0004

上記の番号が受付番号となります。
この番号を印刷するときに忘れずにしてください。
あなたのメールアドレス (doshisha.ac.jp) に届出のE-mailを送信しています。
ご確認ください。

The number above is your reference number.
We recommend that you print out this page for your records.
A confirmation email has been sent to your email address (in the address including the domain 'doshisha.ac.jp').
Please check the email and make sure that your entry is registered.

あなたがエントリーした奨学金種別
(The scholarship(s) you have selected)

1 新入のみ希望

願書印刷ボタンから奨学生願書のPDFデータを作成し、願書を印刷してください。
印刷した願書およびその他の必要書類を揃え、下記期間内に郵送してください。
(Click the 'Print Application' button to print out the application in PDF format.)
(Send the printed application form and other required documents by post during the period below.)
(Make sure to send your application by registered mail or other tracking services as we will not answer individual inquiries about receipt of documents.)

その他提出書類は、作成された奨学生願書の裏面に記載されていますので、忘れのないようにしてください。
なお願書を出さなかった場合、出願する意志がないものとして、出願ページを振り直しさせていただきます。
(Other documents you need to prepare are described on the cover page of the printed application. Carefully prepare all the required documents.)
(If you do not hand in the application documents in time, we will assume that you do not have the will to apply and ignore your data entry.)

奨学生願書の作成はこちらから ⇒ **印刷・印刷**
願書印刷がまだできない方へ

民間志望登録票の印刷はこちらから ⇒ **印刷・印刷**
出願に必要な書類のダウンロード発行
(Download required forms for application.)
申請を完了する
(Exit)

出願期間
Application Period

奨学生願書の作成が終わりました。お疲れ様でした。
申請を完了する
(Exit)

本システムのお問い合わせ先
(Contact Information)
同志社大学 学生生活課
【今出川校舎】新館5階1階
〒602-8580 京都市上京区今出川通丸太町
TEL:075-251-3280 FAX:075-251-3083
【御田辺校舎】盛心館1階
〒610-0394 京田辺市多々羅町1-3
TEL:0774-65-7430 FAX:0774-65-7429

① 入力内容確認後「データ確定」を押すと、この画面が表示されます。

② 「願書印刷」を押して願書を印刷してください。
振込依頼書も同時に出力されます。

願書の最後に署名するのを忘れないでください。

【印刷上の注意】

A4 片面印刷にしてください。

ここを押す

Ⅱ-3. 出願書類の準備

願書のみ受付は一切いたしません。必ず下記の書類を全てそろえて出願してください。

出願書類	説 明	対 象
(1)奨学金願書 (本学所定用紙)	・ P.10～15 の「インターネットによる申込について」を参照のうえ、ウェブサイトから出力してください。	全員
(2)奨学金振込依頼書兼学費充当確認書(本学所定用紙)	・ P.10～15 の「インターネットによる申込について」を参照のうえ、ウェブサイトから出力してください(願書の最後のページに出力されます)。 ・ 振込口座は、学生本人名義の普通預金口座に限ります。 ・ 外国の金融機関は指定できません。 ・ ゆうちょ銀行を指定される場合は、振込用の店名・口座番号が必要です。	全員
(3)出願者本人と生計維持者の所得証明書	・ 出願者本人と生計維持者(父母両方)について提出してください。 ・ P.17「所得証明書の提出について」を参照してください。	全員
(4)出願資格チェックリスト	・ https://www.doshisha.ac.jp/scholarships/latest_information/for_faculty.html#aki からダウンロード可能です。	全員
(5)スカラネット・パーソナル印刷画面	日本学生支援機構のスカラネット・パーソナルの出願時現在の支援区分が表示されたページを印刷したもの	日本学生支援機構 給付奨学金受給者
(6)ひとり親家庭の証明書	<u>所得証明書にひとり親控除または寡婦控除の記載がない場合のみ</u> 離婚・死別等の事実を証明する書類を提出(いずれか1点、コピー可) ・ 学生本人の記載が含まれる戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (直近3か月以内に発行したもの) ・ 最新の遺族年金振込通知書(ハガキ)または年金額改定通知書 ・ 外国籍の場合、離婚(死亡)届受理証明書(市区町村役場で入手可能)と世帯全員分記載の住民票(必ず両方提出してください)。	父又は母の いずれかの みを「生計 維持者」と している方
(7)在留資格および在留期間が明記されている証明書	受給可能な在留資格であることを示す書類(いずれか1点) ・ 在留カード(コピー) ・ 特別永住者証明書(コピー) ・ 住民票の写し(原本) 等、在留資格・在留期間(※1)(※2)が明記されているもの。 「家族滞在」の場合のみ上記に加えて ・ 出入国記録の写し(原本)(※3) ※1 「法定特別永住者」及び「永住者」については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。 ※2 申込日時点で在留期限が経過している場合は上記書類に加え、延長申請中の書類(コピー)を提出してください。 ※3 ここでいう出入国記録とは、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する出入国在留管理庁の記録です。	外国籍 の方

【注意事項】

- ・ マイナンバーや医療保険の保険者番号・被保険者等記号、番号等が記載された書類は受け取れません。マスキングしたうえで提出してください。
- ・ 提出書類は返却しません。
- ・ 書類の不備、虚偽の記載があった場合は選考から除外します。

独立生計者(学生本人が生計維持者)は出願前に学生生活課へご相談ください。

令和8年度（令和7年分）の所得証明書（課税証明書）を提出してください。

- ・ 原本を提出してください。
- ・ 出願者本人と生計維持者（父母両方）について、その所得の多少にかかわらず提出してください。
- ・ 無収入の方（無職の場合等）も所得0円と記載のある所得証明書（課税証明書）の提出が必要です。
- ・ 住民票を置いている市区町役場に申請してください。
- ・ 税務署で発行される納税額の証明書、住民税の通知書では受付できません。

※京都市内の方は、「課税証明書」（全項目証明）を提出してください。

ご準備いただく前に全項目チェックしてください。

- ☐ 所得証明書は、所得・収入の種類・内訳と金額、配偶者や扶養者の人数・控除の種類を確認するために必要です。役所・役場には、これら全ての事項が明記されるように申請してください。
- ☐ 所得の有無にかかわらず必ず提出してください。収入が0円の場合や、パート勤務で扶養控除の範囲内であっても、所得証明書は必要です。
- ☐ 無収入の場合、「総所得金額」「合計所得金額」等の項目に0円と記載されたものが必要となります。全ての金額欄が“*****”等で目隠しされているものや空欄のもの（課税・非課税のみの証明となっているもの）は受付できません。役所・役場でその旨を伝えて証明書を取得してください。
- ☐ 税の申告を行っていないために「所得証明書」を取得できない場合は、早急に役所・役場に令和7年分「市（区・町・村）民税・県（都・道・府）民税申告書」の手続きを取り、（控）のコピーを提出してください。

よくある質問

Q 1. 出願者本人はアルバイトをしておらず収入がありませんが、所得証明書は必要でしょうか？

A 1. 所得の有無にかかわらず必ず提出してください。収入が 0 円の場合でも、総所得 0 円と記載されたものが必要となります。課税・非課税のみの証明となっているものは受付できません。

Q 2. 父が海外在住のため証明書がとれません。どうすればよいのでしょうか？

A 2. 勤務先に 2025 年 1 月～12 月の総収入を証明する書類（円換算で記載、レート明記、日本語訳添付）を作成してもらい、提出してください。なお、勤務先の本社が日本にある場合は、現地給与と内地給与の合計がわかるようにしてください。

Q 3. 私（学生本人）が親の扶養に入っておらず、独立生計者です。どうすればよいのでしょうか？

A 3. 出願前に学生生活課へご相談ください。

Ⅲ. 2027 年度募集 民間団体奨学金《大学推薦》 志望登録

1. 概要

民間団体奨学金には、大学の推薦が必要な奨学金と団体から直接募集がある公募制奨学金があります。大学の推薦を必要とするものは、民間企業、財団法人、公益法人や篤志家などの団体が募集する奨学金で、給付制と貸与制があり、団体によって採用基準、採用人数、金額および採用期間等が異なりますが、多くは卒業までの採用となります。なお、奨学生として採用されたことにより、卒業後の進路が拘束されることはありません。

これは、大学の推薦が必要な奨学金を希望する人のための登録制度です。

2. 志望登録対象者

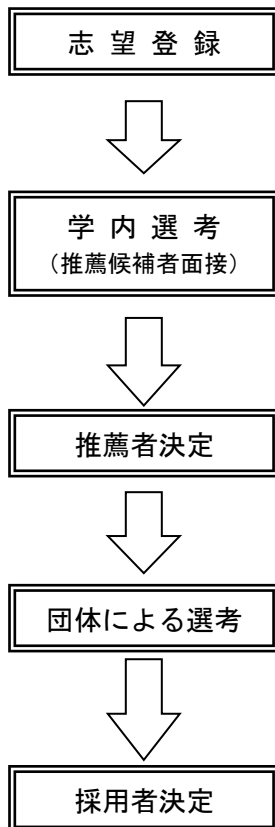
学部 1～3 年次生で同志社大学奨学金の家計基準に該当かつ学業成績が優秀な方

- * これまでに民間団体奨学金に大学推薦を受けて採用となった人および大学推薦を受けたあと辞退した人は登録できません。
- * 2027 年度募集の民間団体奨学金《大学推薦》を対象としていますので、現時点で 4 年次生以上の人は登録できません。
- * 日本国籍以外の方は、在留資格がわかる書類のコピーを提出してください。
- * 外国人留学生は登録できません。

3. 志望登録後の手続き

志望登録した人の学業成績および家計状況を学生生活課で確認したのち、推薦できる可能性がある人については 2027 年 3 月下旬以降に学生生活課から連絡をします。また、再度収入に関する証明書類を求めます。

ただし、連絡があった人が必ず民間団体に推薦されるわけではありません。



- ・ 志望登録を希望する場合は、インターネット入力画面(P.12 参照)の「民間・地方公共団体奨学金《大学推薦》の登録を希望しますか。」で「はい」を選択してください。また、受付期間中に「2027 年度民間団体奨学金《大学推薦》志望登録票」と、収入に関する提出書類を提出してください。
- ・ **志望登録者は、推薦を希望する団体を指定できません。**
- ・ 学業成績・家計状況を確認後、推薦できる可能性のある人には、学生生活課より連絡をします（2027 年 3 月下旬～4 月上旬を予定）。その際、再度収入に関する証明書類を求めます。
- ・ 学生生活課から連絡をした人の中から、**成績・家計・課外活動等や、将来、社会に貢献できる人物であるか**を考慮して選考します。
- ・ 推薦候補者のみ、電話で面接の日時を連絡します。面接では、志望登録票の記載事項や学習計画について質問します。
- ・ 面接の結果、各団体の条件（成績、家計状況、人物など）に適した人を大学からの推薦者として決定します。推薦者には大学から連絡し、推薦団体への出願書類を作成していただきます。
- ・ 各団体が独自の基準で選考、審査を行います。
大学から推薦されても、各団体での選考の結果、不採用になることがあります。
- ・ 団体または大学から、採用結果を連絡します。

【採用後の注意】

採用になった団体によっては、採用時の奨学金授与式、交流会、講演会、卒業時の修了式などの行事があります。これらの行事には、**同志社大学の学生代表として参加する義務があります。**

また、学業成績は奨学金継続受給審査の対象になりますので、優秀な成績を維持してください。

なお、各団体から大学への奨学生推薦依頼は例年概ね 5 月末までには終了します。それまでに大学から面接等の連絡がなかった場合は、当該年度での推薦はできなかったことになりますので、ご了承ください。

4. 志望登録書類の作成と準備

以下の書類をそろえて、出願期間内（表紙参照）に郵送してください。

①2027 年度民間団体奨学金《大学推薦》志望登録票（ウェブサイトから出力したもの）

「学生生活の状況」「自己PR」欄は以下の項目について、詳細かつ具体的に、全行にわたって入力し、自分をアピールしてください。記述が少ない場合や内容が具体的ではない場合は、選考上不利になります。

- ・ 大学におけるこれまでの勉学の内容と今後の学修計画、目標
- ・ 卒業後の進路（予定）、目標
- ・ 現在までのクラブ、ボランティア等の課外活動実績（中学・高校での活動実績を含む）
- ・ 取得済の資格名称または今後の資格取得目標
- ・ 長所、その他の自己アピール

また、「現在受給中あるいは受給予定の奨学金」があれば、奨学金名称や受給金額を正確に書いてください。その際「**現在受給中あるいは受給予定の奨学金**」が、他の奨学金と併せて受給可能かを自身でよく調べたうえで、志望登録を行うようにしてください。

②収入に関する提出書類

出願者本人と生計維持者（父母両方）について、P.17 を参照し、所得証明書を提出してください。なお、同志社大学奨学金への出願も併せて行う場合、所得証明書は 1 部で結構です。ただし、収入状況・家庭事情により、所得証明書の他に書類の提出を求める場合があります。

*団体への推薦が決まった場合、健康診断書の提出が必要になることがあります。

2027 年 4 月上旬に実施予定の大学の健康診断を必ず受診してください。

（学外医療機関での健康診断書の発行は数千円を要します）

意欲あふれるみなさんの登録をお待ちしています。

民間団体奨学金《大学推薦》一覧

団体によっては、必ずしも毎年募集があるとは限りませんので、ご注意ください。

《 給付型の奨学金 》

団 体 名	設 立 趣 旨	対 象	月 額	2026 年度 採用人数*1
アイザワ記念 育英財団	「大学生及び大学院生に対し奨学援助を行い もって社会有用の人材を育成すること」を目的として 1991 年に設立。	学部 2 年次生以上	35,000 円	1
朝日ウッドテック財 団	故海堀寅造氏の、経済的に恵まれない優秀な学生、生徒に対し奨学資金を給付し、有為の人材育成と教育の振興に寄与することを目的として、その基金を寄付する旨の遺言にもとづいて、昭和 50 年 5 月 13 日に設立	商・法・経済・理工学部 3 年次生	40,000 円	1*2
OBC 和田財団	(株) オービックビジネスコンサルタントにより 2019 年に設立	学部 2 年次生	40,000 円	1
樫山奨学財団	(株) オンワード樫山設立者樫山純三氏が私財を投じて 1977 年に設立	学部 1 年次生	60,000 円	2*2
木下記念事業財団	マルイトグループの創業 40 周年記念事業として、グループの創業者、故木下政雄前理事長の資産を元に、次代を担う学生に対する修学支援を目的に昭和 50 年に設立	学部 2～4 年次生	60,000 円	1
久保育英会	久保商事株式会社が資質優秀な大学生を経済支援するために設立	学部生	50,000 円	1
鴻池奨学財団	(株) 鴻池組元会長故鴻池藤一氏と社長鴻池一季氏により 1994 年設立	学部 2～4 年次生	50,000 円	募集なし
小森記念財団	丸大食品 (株) 前社長故小森敏之氏の遺志で 1982 年設立	学部 1 年次生	40,000 円	1
近藤記念財団	「東洋炭素」の創業者である故近藤照久氏の『経済的理由により修学困難な生徒・学生への奨学給付により教育の振興及び人材育成に寄与したい』という趣意のもと、平成 6 年に設立	学部 1 年次生	40,000 円	例年 8 月 より募集
春秋育英会	日本火災海上保険 (株) 元社長斉田高三氏が私財を投じて 1955 年に設立	学部生	40,000 円	2
昭和教育的振興財団	(株) 昭和丸筒が設立	大阪府下在住または大阪府下在住者が保護する学部 1 年次生	40,000 円	募集なし
瀧川奨学財団	兵庫トヨタ自動車株式会社が社会有為の人材の育成、或は国際社会の理解と友好促進に寄与するために設立	兵庫県出身の学部 1 年次生	文系 32,000 円 理系 36,000 円	0

団 体 名	設 立 趣 旨	対 象	月 額	2026 年度 採用人数*1
中信育英会	京都中央信用金庫が創立 40 周年を記念し 1981 年に設立	学部 2 年次生	20,000 円	3
戸田育英財団	戸田建設（株）会長故戸田利兵衛氏の強い意向を受け、氏の私財、戸田建設からの寄附を基に 1981 年に設立	学部 1～2 年次生	38,000 円	1
中西奨学会	中西金属工業（株）が設立	理工学部 3 年次生	70,000 円	1
中村積善会	故中村静尾氏が 1947 年に設立	学部生	50,000 円	4
西村奨学財団	（株）マンダムにより 1999 年に設立	大阪府下に居住または戸籍がある学部 1 年次生	70,000 円	2
日揮・実吉奨学会	日本揮発油（株）（現日揮（株））創業社長故実吉雅郎氏の寄附により 1968 年に設立	理工・生命医科学部生	年額 450,000 円 （1 か年限り）	0
日本証券奨学財団	（社）日本証券業協会の発足を記念し 1973 年に設立	学部 2 年次生	自 宅:90,000 円 自宅外:110,000 円	0
阪和育英会	阪和興業（株）からの基金の寄付をもとに 1957 年に設立	学部生	40,000 円	1
ひよこ奨学財団	エステー（株）により 2021 年に設立	理工・生命医科学部 2 年次生	30,000 円	1*2
福嶋育英会	兵庫県下における教育の振興、人材育成に寄与するため、1990 年に設立	兵庫県出身の学部 1 年次生	40,000 円	募集なし
藤井国際奨学財団	アジア諸国の留学生並びに国内の優秀な者に対する奨学及び援助等に関する事業を行い、もって我が国とアジア諸国を中心とした諸外国との友好親善に寄与することを目的に 2006 年に設立	経済・商・理工学部 3～4 年次生	50,000 円	1
松口奨学会	東南・東アジア並びに我が国において、広く育英事業を行い、当該地域の平和と繁栄並びに文化の向上に寄与する国内外の人材を育成するために 2015 年に設立	学部 1～2 年次生	50,000 円	2
松原奨学財団	（株）システム情報の創業者が 2020 年に設立	学部 2・3 年次生	30,000 円	2026 年度は 9 月 より募集
三木瀧蔵奨学財団	三共生興（株）会長故三木瀧蔵氏が私財を投じて 1972 年に設立	兵庫県出身の 学部 1 年次生	50,000 円	0
三菱UFJ 信託 奨学財団	三菱信託銀行（株）が 1953 年に設立	社会・法・経済・商・政策学 部の 2～4 年次生	70,000 円	2
村尾育英会	「若者に夢を与え、豊かな人間性を養うことが、次の時代を形成する原動力であり、文化・学術の復興を図ることが社会に貢献することである」という理念に則り、設立	兵庫県出身の 2 年次生	40,000 円	0

団 体 名	設 立 趣 旨	対 象	月 額	2026 年度 採用人数*1
山田育英財団	(株) キング創設者山田松義氏が私財を投じて 1981 年に設立	学部 2 年次生	20,000 円	1
ユニ・チャーム 共振財団	ユニ・チャーム㈱が設立	理工・生命医科学部 3 年次生	40,000 円	0
夢&環境支援 宮崎記念基金	学術優秀、品行方正、心身健全でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学援助に関する事業を行い、もって社会に有用の人材を育成することを目的として 2014 年に設立	学部生	30,000 円	2

*1 2026 年度採用人数には、外国人留学生は含まれていません。

*2 団体の選考スケジュールにより 2026 年度推薦中の人数

学年別採用人数(推薦中の人数を含む)

1 年次生	2 年次生	3 年次生	4 年次生	合計
18	9	3	1	31

※上記学年は、志望登録時ではなく、新年度時です。

IV. 緊急時の奨学金制度・その他

次のような緊急援助・その他の制度がありますので、希望する者は学生生活課まで相談に来てください。

1. 緊急時の奨学金制度

家計状況の急変（会社都合による退職、倒産など）や不慮の災害等により、著しく学資支弁に支障をきたし、緊急に援助を必要とする場合には、募集期間外であっても随時申請できる奨学金があります。

詳細については、学生生活課までお問い合わせください。

2. 同志社大学修学特別支援奨学金

災害・不慮の事故・病気等で生計維持者が死亡または重度の後遺障がいにより就労不能な状態となった場合もしくは、災害等により居住する住宅が半壊以上の被害を受けたことにより、著しく家計状況が急変した場合に出願できます（詳細は P.27 以降を参照してください）。

3. 同志社大学短期貸付金

一時的に生活費の支弁が困難となった場合、次の短期貸付金の申込ができます。

申込の際は、学生証と印鑑（朱肉で押印できるもの）を持参してください。なお、貸付を受けるためには連帯保証人を立てていただき、その方の承認が必要です。

①一般貸付 30,000 円以内（3 か月以内に月賦返還）

生活費の支弁が一時的に困難になったとき。

②特別貸付 100,000 円以内（10 か月以内に月賦返還）

急病、下宿火災などのため、生活費の支弁が困難になったとき。

（診断書、罹災証明書等のコピーが必要）

4. 学費の延納・分納

期限内に学費を納入できない場合、所定の期間内に手続きをすれば、学費を延納または分納することができます。希望者は期間内に本学ウェブサイト内在学生のページ（<https://www.doshisha.ac.jp/students/index.html>）から、Web シングルサインオンにアクセスし、奨学金・学費延分納申請システムから手続きをしてください。

秋学期	手続期間	9 月 25 日（金）～ 10 月 30 日（金）
	納入期限	分納 1 回目 11 月 30 日（月） 分納 2 回目 2027 年 1 月 18 日（月） 延納 2027 年 1 月 18 日（月）

	V. 奨学金制度一覧	
--	--	--

高等教育の修学支援新制度

名称	種類	金額	対象		採用(*1) [出願]	願書 入手時期	出願期間 (*2)	採否決定	備考
			家計基準	成績基準					
日本学生支援機構給付奨学金	給付	世帯収入により異なる <u>給付奨学金（月額）</u> 自宅外通学 第Ⅰ区分：75,800円 第Ⅱ区分：50,600円 第Ⅲ区分：25,300円 第Ⅳ区分（多子世帯）：19,000円 自宅通学 第Ⅰ区分：38,300円 第Ⅱ区分：25,600円 第Ⅲ区分：12,800円 第Ⅳ区分（多子世帯）：9,600円	詳細は文部科学省、日本学生支援機構のWEBサイト、同志社大学の奨学金のサイトを参照	(*3) 参照	2,816 [3,201]	3月下旬～ (予定)	4月上旬～ 5月上旬 (予定)	7月上旬 (予定) 12月上旬 (予定)	他に国籍・在留資格等に関する要件、大学等に進学するまでの期間等に関する要件あり。 給付期間：標準修業年限まで。ただし継続にあたり毎年学業成績・学修意欲、経済状況についての審査あり。 (*4)
授業料等減免	授業料等減免	世帯収入により異なる <u>授業料減免（年額）</u> 多子世帯：700,000円 第Ⅰ区分：700,000円 第Ⅱ区分：466,700円 第Ⅲ区分：233,400円 第Ⅳ区分（理工農）：233,400円 <u>入学金減免（新入生）</u> 多子世帯：200,000円 第Ⅰ区分：200,000円 第Ⅱ区分：133,400円 第Ⅲ区分：66,700円 第Ⅳ区分（理工農）：66,700円				家計が急変した場合は随時対応	家計が急変した場合は随時対応	7月下旬 (予定) 12月下旬 (予定)	他に国籍・在留資格等に関する要件、大学等に進学するまでの期間等に関する要件あり。 授業料減免期間：標準修業年限まで。ただし継続にあたり毎年学業成績・学修意欲、経済状況についての審査あり。 (*4)

大学独自の奨学金

名称	種類	金額	対象		採用(*1) [出願]	願書 入手時期	出願期間 (*2)	採否決定	備考
			家計基準	成績基準					
同志社大学奨学金	給付	2025年度の給付金額（年額） 神、文、社会、法、経済、商、政策、グローバル地域文化学部：300,000円 文化情報、スポーツ健康科学部：320,000円 理工、生命医科学部：430,000円 心理、グローバル・コミュニケーション学部：340,000円 ※「高等教育の修学支援新制度」との併給には条件があります。	本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が154,500円未満であること(*5)	1年：入学をもって基準を満たす2年以上：学部・学科上位1/3以内かつ所定単位数以上を修得	139 [202]	7月中旬～ (予定)	8月～ 9月中旬 (予定)	12月中旬 (予定)	給付期間：1か年限り（毎年出願可） 外国人留学生は出願不可
同志社大学育英奨学金	給付	年額 300,000円	学術、文化、スポーツ活動等に優れた成果をあげ、かつ、学業、人物共に優秀な者 全学部合計100名以内		100	公募及び学部推薦 (学部により異なる)		給付期間：1か年限り（毎年出願可）	
同志社大学寄付奨学金	給付	年額 100,000円	学部長等に推薦された学力・人物ともに優秀な者		15	公募はしない		5月下旬 (予定)	1か年限り（推薦制）
同志社大学修学特別支援奨学金	給付	年額 200,000円	災害・不慮の事故等で家計支持者が死亡または後遺症により就労不能となった場合、災害等により住宅が半壊以上の被害を受け、家計が急変した場合	1年：所定単位数以上を修得 2年以上：学部・学科上位2/3以内かつ所定単位数以上を修得	4 [4]	7月中旬～ (予定)	8月～ 9月中旬 (予定)	12月中旬 (予定)	1か年限り 出願：事由発生から1年以内であること
同志社大学短期貸付金	貸与（無利子）	①一般貸付 30,000円以内 ②特別貸付 100,000円以内	やむを得ない事情で、一時的に生活費支弁が困難になった者		①0 ②0	緊急の場合に随時 (事務室開室時間)		返還：一般貸付の返還は3か月以内、特別貸付は10か月以内の月賦による	

学外の機関等による奨学金

名称	種類	金額	対象		採用(*1) [出願]	願書 入手時期	出願期間 (*2)	採否決定	備考
			家計基準	成績基準					
日本学生支援機構 第一種奨学金	貸与 (無利子)	月額20,000円～64,000円 ※入学年度により異なります 詳細は、『貸与奨学金案内』を参照	生計維持者の貸与額算定基準額が189,400円以下であること(*6)	1年：高校成績評定平均値3.5以上 2年以上：学部・学科上位1/3以内かつ所定単位数以上を修得	一種 180 二種 385	3月下旬～(予定) 9月上旬～(予定)	4月上旬～5月上旬(予定) 9月中旬～10月中旬(予定)	7月上旬(予定) 12月上旬(予定)	標準修業年限まで貸与 外国人留学生は出願不可 第二種奨学金の金利の種類は、利率固定方式、利率見直し方式がある。利率の上限は3%。 返還：借用総額により異なるが卒業後10～20年以内 新入生(編入学生含む)には、初回振込に10～50万円増額できる制度がある。 在学留学あるいは海外の大学院に進学する者を対象に利用できる第二種奨学金制度もある。
日本学生支援機構 第二種奨学金	貸与 (有利子)	月額20,000円～120,000円 ※入学年度により異なります 詳細は、『貸与奨学金案内』を参照	生計維持者の貸与額算定基準額が381,500円以下であること(*6)	1年：入学をもって基準を満たす2年以上：所定単位数以上を修得	[616]	家計が急変した場合は随時対応	家計が急変した場合は随時対応		
同志社校友会 奨学金	給付	年 額 300,000円	成績優秀かつ経済的支援を必要とする2年次生以上の者		50	公募はしない		1月下旬	1か年限り(推薦制)
民間・ 地方公共団体奨 学金	給付 または 貸与	各奨学団体により異なる	各奨学団体により異なる (大学推薦団体は学業・人物ともに優秀で、経済的な理由により修学が困難な者)		143	[大学推薦団体] 願書交付：7月中旬～(予定) 出願期間：8月～9月中旬(予定) [公募団体] 3月下旬より随時募集			大学推薦団体分は同志社大学奨学金・同志社大学貸与奨学金と同時に募集(民間団体奨学金のみの登録可)。 返還：貸与の場合は各奨学団体により異なるが卒業後10～15年以内

*1 採用者数[出願者数]は2025年度実績。

同志社大学奨学金は採用人数に限度があるため基準内であっても採用されない場合があります。

*2 詳しい出願時期、出願方法に関しては、出願のしおりや本学奨学金ウェブサイト等にて必ずご確認ください。

*3 成績基準

1年：次の①から④までのいずれかに該当すること

①高校等の評定平均値が3.5以上であること

②入学試験の成績が上位1/2以上であること

③高校卒業程度認定試験の合格者であること

④学修の意欲や目的、将来の人生設計等が学修計画書により確認できること

2年以上：次の①か②のいずれかに該当すること

①GPA(平均成績)等が学部・学科上位1/2以上であること

②修得単位数が標準単位数以上であり、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が学修計画書により確認できること

*4 本制度による支援を受ける者は、日本学生支援機構貸与奨学金(第一種)の貸与金額が制限される場合がある。

*5 支給額算定基準額＝(課税標準額)×6%－(市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額)(100円未満切り捨て)

*6 貸与額算定基準額＝(課税標準額)×6%－(市町村民税調整控除額)－(多子控除)－(ひとり親控除)－(私立自宅外控除)(100円未満切り捨て)

VI. 同志社大学修学特別支援奨学金について

『同志社大学修学特別支援奨学金』は、災害・不慮の事故・病気等で生計維持者が死亡または重度の後遺障がいにより就労不能な状態となった場合、または災害等により居住する住宅が半壊以上の被害を受けたことにより、著しく家計状況が急変した場合に出願できる奨学金制度です。出願を希望する者は下記の要領で書類を提出してください。

- 1) 事前相談：出願の前に、学生生活課に相談してください。
- 2) インターネット申込：8月24日（月）～9月15日（火）
- 3) 出願：以下参照

●同志社大学奨学金を同時に出願する場合：郵送提出

出願期間（※最終日消印有効）	提出方法
8月24日（月）～9月15日（火）	同志社大学奨学金の出願書類と一緒に、所属校地の学生生活課へ郵送。 上記奨学金所定の出願封筒貼付票の余白に、「同志社大学修学特別支援奨学金希望」と朱書きしてください。

●同志社大学修学特別支援奨学金のみを出願する場合：郵送提出

出願期間（※最終日消印有効）	提出方法
8月24日（月）～9月15日（火）	出願封筒貼付票に「同志社大学修学特別支援奨学金希望」と朱書きしてください。

- 出願期間、提出方法は厳守してください。
- 出願のしおりを熟読のうえ、提出書類を全てそろえて出願してください。願書のみ、もしくは収入書類のみ提出の場合、受付はできません。
- 採否に関する諸連絡は、Microsoft365(Outlook)のメール（大学から付与されたアドレス宛）を利用して行いますので、出願と同時にご自身が日常使用するメールアドレスへの転送設定をしてください。
- 採否の連絡は12月中旬を予定しています。
- 奨学金の振込は2027年1月8日（金）を予定しています。

1. 出願資格

在学期間4年以内の学部学生で、下記の基準を満たす者を対象とする。ただし、出願年度の秋学期休学者及び出願年度に通年で特別在籍料が適用される者は出願資格を満たさない。なお、出願時点で家計急変の事由発生から1年以内の事由に限る（ただし1年次生は入学後に発生した事由に限る）。

(1) 家計基準

次の①②いずれにも該当すること

- ① 災害またはその他不慮の事故、病気等で主たる生計維持者（父母またはこれに代わって生計を維持する者）が死亡または重度の後遺障がい（障害等級第二級以上を対象とする）により就労不能な状態となった場合もしくは、災害等により居住する住宅（主たる生計維持者が所有し、かつ生活の本拠としている日本国内の住宅をいう）が半壊以上の被害を受けたことにより、著しく家計状況が急変した場合とする。※借家・賃貸マンション等は対象外です。
- ② 日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準を満たすこと。

(2) 成績基準

① 学業成績

2年次生以上は2025年度終了時点で所属学部（学科）のGPAが上位2／3以内。

② 修得単位数

1年次生は15単位以上を修得していること。

2年次生以上は2025年度終了時点で以下の単位を修得していること。ただし、4年次生のうち出願年度の春学期に休学した者は3年次生とみなし判定する。

前年度までの在学セメスター数 (休学期間を除く)	2もしくは3 (2年次生)	4もしくは5 (3年次生)	6以上 (4年次生)
修得単位数※1	30単位以上	65単位以上	卒業見込者※2

※1 免許資格関係科目・自由科目として履修したものを含まない

※2 2026年度秋学科目登録完了時点で判定

③ 転入・編入学生

転入・編入学年度においては、本学入学をもって学力基準を満たしているものとみなす。

ただし、2年次転入学生は3年間、3年次転入編入学生は2年間で卒業できる者に限る。

④ 休学期間及び特別在籍料適用期間は在学期間に算入しない。

2. 給付額

給付額は、1人につき年額20万円とする。なお、給付は在学期間中に1回限りとする。

同志社大学修学特別支援奨学金を、同志社大学奨学金、同志社大学緊急貸与奨学金、同志社大学育英奨学金、同志社大学寄付奨学金及び同志社大学修学支援奨学金と同一年度に併給する場合の総額は、授業料相当額を限度とする。ただし、大規模自然災害等による被災学生に対する授業料等の減免及び大学等における修学支援に関する法律に基づく授業料等減免を受けた場合は、減免後の授業料相当額を限度とする。

3. 奨学金を学費に充当したい場合

この奨学金によって2026年度秋学期学費の一部をまかなう予定の人は、この奨学金の出願にあわせて「学費延期納入」の手続きが必要です。P.24を参照のうえ、手続きをとってください。ただし、納入済の場合は充当できません。

奨学金を学費に充当した場合、充当後に差額分の学費振込用紙を送付します。その振込用紙を使用して差額を納入してください。

4. 出願方法

今回募集する、「2026 年度 同志社大学奨学金」と同時スケジュールとなります。

出願資格に合致し、出願を希望する者は、インターネット入力画面（P.12 参照）の「同志社大学修学特別支援奨学金への出願を希望しますか。」で「はい」を選択してください。また、下記の「家計状況が急変した事由を証明する書類」を提出してください。

5. 出願書類

- ・奨学金願書（ウェブサイトから出力）
- ・振込依頼書 兼 学費充当確認書（ウェブサイトから出力）
- ・所得証明書（P.17「所得証明書の提出について」を参照し、出願者本人と生計維持者（父母両方）について提出してください。）
なお、同志社大学奨学金への出願、または民間団体奨学金への志望登録をする場合は 1 部で結構です。
- ・家計状況が急変した事由により以下のいずれか

（生計維持者が死亡した場合）

- ・死亡日がわかる書類（死亡診断書・死亡届・戸籍全部事項証明書のコピー等）

（生計維持者が重度の後遺障がいにより就労不能な状態となった場合）

- ・重度の後遺障がいがある証明できる書類（障害等級第二級以上の障害者手帳・障害等級第二級以上の記載のある診断書のコピー等）

（災害の場合）

- ・罹災証明書（コピー可）
- ・家屋の所有が証明できる書類（登記簿謄本・権利書・固定資産評価証明書のコピー等）

（不慮の事故等の場合）

- ・交通事故証明書等（コピー可）

※提出書類が不備の場合は選考から除外しますので、不明点が生じた場合は、事前に学生生活課に確認してください。

※場合により、追加で書類を求めることがあります

6. その他

学生本人が死亡した場合の奨学金の取扱いについては、本しおり P.4「1.概要」を確認してください。

以上